

令和 3 年度 練馬区社会福祉法人指導監査実施方針・実施計画

1 策定根拠

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号)別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」2(2)

2 基本方針

指導監査は、社会福祉法第 56 条第 1 項の規定に基づき、法人運営や事業経営について監査を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的としている。

本年度の指導監査は、平成 28 年の社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえ、法人経営組織のガバナンスや財務規律の強化、事業運営の透明性の向上に主眼を置いた監査を実施する。指導に際しては、常に公正不偏かつ懇切丁寧であることを旨とし、単に改善を要する事項の指導に留まることなく、具体的な根拠を示して行う。また、法人との対話や議論を通じて、指導の内容に関する真の理解を得るよう努め、自律的な運営を促すものとする。

3 重点項目

(1) 一般監査

ア 法人運営

(ア) 評議員

- a 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。
- b 評議員となることができない者または適当ではない者が選任されていないか。

(イ) 評議員会

- a 決議が適正に行われているか。
- b 適正に記録の作成、保存を行っているか。

(ウ) 理事

理事となることができない者または適切でない者が選任されていないか。

(エ) 監事

- a 理事の職務の執行を監査し、省令で定めるところにより、監査報告を作成しているか。

b 理事会への出席義務を履行しているか。

(オ) 理事会

決議は法令および定款に定めるところにより行われているか。

(カ) 役員（理事、監事）の報酬

役員（理事、監事）の報酬等の額が定款または評議員会の決議によって定められているか。

イ 事業

「地域における公益的な取組」を実施しているか。

ウ 会計管理

a 経理規程が遵守されているか。

b 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制とされているか。

c 計算書類、附属明細書および財産目録が法令に基づき作成され、整合しているか。

エ その他

a 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。

b 契約等が適正に行われているか。

c 資金移動に係る会計処理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

(2) 特別監査

特別監査の重点項目は問題に応じその都度設定する。

4 実施計画

(1) 対象法人

過去2か年度に区の指導監査を受けていない区所轄の法人（年度途中で認可を受けた法人を含む）および文書指摘を行った法人から選定する。また東京都の施設検査の予定があり、区との合同検査が可能な場合は、原則として当該法人も監査対象とする。

なお、社会福祉法人の指導監査に際しては、当該法人が運営する施設の指導検査と一体的に実施するよう努める。

(2) 随時実施

前項のほか、本年度は監査を予定していないが、法人設立で施設整備を行っている場合、利用者からの苦情が多く寄せられている場合、その他必要と認められる場合は、随時、一般監査を実施する。

なお、度重なる一般監査によっても改善の措置が認められないとき、ならびに

運営等に重大な問題および不祥事の発生が確認されたときは、特別監査を実施する。

(3) 実施時期

以下の事項を踏まえ、一般監査の実施時期は概ね7月から2月までとする。

ア 社会福祉法や関係法令上、社会福祉法人は、現況報告書や決算書類の提出が毎年度6月末までとなっていること。

イ 指導監査実施後、文書による結果通知や改善状況の確認等を行う必要があること。

なお、具体的な監査日については、東京都(合同検査)や施設検査担当部署との調整を踏まえて決定する。

(4) 実施方法

「練馬区社会福祉法人指導監査実施要領(平成29年6月27日29練福管第513号)」による。

(5) その他

実施時期および実施方法等については、新型コロナウイルス感染症の都内の感染動向や監査対象法人の状況を考慮するとともに、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて(令和2年3月9日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)」を踏まえて、柔軟に対応する。